

規制改革推進会議 農林ワーキング・グループご説明資料

平成31年2月18日

国土交通省自動車局技術政策課

1. 農作業機を装着した農耕トラクタの公道走行について（概要）
2. 農作業機のタイプについて
3. 直接装着する農作業機について（灯火器等）
4. 直接装着する農作業機について（車幅、安定性）
5. けん引される農作業機について（道路運送車両法の位置付け）
6. けん引される農作業機について（主な安全対策）
7. 農耕トラクタの公道走行におけるソフト面の対策（案）等
8. 農作業機を装着した農耕トラクタの公道走行ロードマップ

1. 農作業機を装着した農耕トラクタの公道走行について(概要)

- 農業者における圃場規模の拡大や労働力不足等に対応し、更なる生産性の向上を図るため、農耕トラクタと農作業機の着脱に係る作業労力や時間を削減する必要。
- 農耕トラクタが農作業機を装着した状態では、灯火器が隠れる等により、保安基準に適合しないおそれ。
- 農作業機を装着した状態で公道を走行できる措置について検討しているところ。

平成30年11月19日 規制改革推進に関する第4次答申（抜粋）

国土交通省は、農機や除雪機を装着・牽引して公道を走行するトラクターについて、車幅、灯火装置の装着等に関し、いかなる措置を講じた場合に、道路運送車両法に適合することとなるか、保安基準の緩和制度の活用を含めて明確化し、地方運輸局への周知徹底を図る。

保安基準の緩和制度

地方運輸局長が、車両の構造により若しくはその使用の様態が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がないと認定した自動車については、一定の条件等を付した上で基準を適用しないこととすることができる。

(農耕トラクタの基準緩和の例)

- ・灯火器の取り付け位置の基準の緩和
- ・車両の幅の基準の緩和 等

(農作業機を装着した農耕トラクタの例)



2. 農作業機のタイプについて

- 農耕トラクタは速度に応じて大型特殊自動車（最高速度35km/h以上）又は小型特殊自動車（最高速度35km/h未満）に区分される。
- 農耕トラクタに装着する農作業機は直接装着するタイプ、けん引するタイプがあり、それぞれ多数の種類が存在。
- また、道路運送車両法への適合性について講ずべき措置が異なる。

直接装着するタイプの措置



出典 小橋工業株式会社 ホームページ

- 灯火器等（車幅灯、制動灯、方向指示器等）の設置及び取付の要件
【関係法令】保安基準第34条、第39条、第41条 等
- 車幅（装着時に幅が2.5mを超える農作業機）
【関係法令】保安基準第2条
- 車両の安定性
【関係法令】保安基準第5条

けん引するタイプの措置



出典 株式会社タカキタ ホームページ

- 自動車の種別
【関係法令】道路運送車両法第3条
道路運送車両法施行規則第2条
- 保安基準適合性の確認方法※
※国内ではこれまで車両として製作されていないことから、公道走行する場合にどの保安基準を適用させるか整理する必要がある。

3. 直接装着する農作業機について(灯火器等)

灯火器等の措置

(個別の基準緩和申請は不要とする予定)

◆基準の内容

○設置要件 (保安基準)

車両の大きさ等に応じて、次の灯火装置等を備える必要。

車幅灯 (第34条)、尾灯 (第37条)、後部反射器 (第38条)

制動灯 (第39条)、後退灯 (第40条)、方向指示器 (第41条) 等

○主な具体的要件

・自動車の最外側から400mm以内となるよう取付けられていること

・尾灯は、夜間にその後方300mの距離から点灯を確認できること

・制動灯は、昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できること 等

◆適合させるための措置

○農作業機を取り付けた状態でも保安基準に適合する場合 …… 措置不要

○農作業機装着により視認は可能であるが最外側からの寸法が基準範囲外となる場合 …… 道路運送車両法に基づく保安基準第55条に基づく基準の緩和

○農作業機の装着により灯火等が視認できなくなる場合 …… 代替の灯火を設置

【基準緩和の内容】

・灯火の取付位置 (自動車の最外側から400mm以内) の基準を緩和

【安全を確保するための制限】

・車両の最外側を他の交通に示すことができる措置を今後検討。



出典 松山株式会社 ホームページ